

新型コロナウイルス感染拡大防止に関わって、「出席停止」や「臨時休業」に関しては、札幌市教育委員会から以下のように通知が入っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

(略)

(2) 出席停止等の扱いについて

以下、ア、イの内容については、学校ホームページ等による保護者への周知を特に徹底すること。

ア 出席停止

札幌市立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準については、以下のとおりとする。

(ア) 幼児児童生徒本人に感染が確認された場合

治癒するまでの間、出席停止とする。

(イ) 幼児児童生徒と同居している者に感染が確認された場合

次のいずれかの間、出席停止とする。

① 同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間

② 同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間

(ウ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が保健所から濃厚接触者として指定された場合

当該濃厚接触者の保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、出席停止とする。

(エ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合

当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間、出席停止とする。

※ 医療機関で別の診断がついた場合はその診断に従う

(オ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が海外から帰国した場合

(4)のとおり自宅等で待機となるため、その期間は出席停止とする。

※ 出席停止にならない例（幼児児童生徒本人に症状がない場合に限る）

・保護者の同僚に発症者がいる場合 など。

⇒幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が濃厚接触者となっている場合のみ出席停止となる。

イ 臨時休業

幼児児童生徒、教職員その他園・学校に出入りする者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合において、その業務内容、行動履歴などから感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行う。

新型コロナウイルス感染症に対応した

「札幌市における教育活動のガイドライン」

(令和2年3月30日作成 令和2年8月26日改訂) より抜粋